

事務所ニュース



平成 27 年 3 月号

◆ トピックス

○ 協会けんぽの健康保険料率は支部ごとに変更の違い。3月分（4月納付分）から変更。

平成 28 年度の協会けんぽ各支部の健康保険料率は引下げ・引上げ・据え置きと支部ごとに異なっています。各都道府県の保険料額表はこちら↓

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/h28/h28ryougakuhyou>

介護保険料率については全国一律 1.58% で据え置きです。尚、健康保険組合については、ご加入の組合から連絡が来ますので、ご確認ください。

※関東 IT ソフトウェア健保組合は、据え置きです。

健康保険：8.5%、介護保険：1.2%

○ 秘密情報の保護ハンドブックを作成／経産省

経済産業省は、営業秘密など企業情報の漏えい防止対策を示した手引書「秘密情報の保護ハンドブック」を作成しました。働きやすい職場環境の整備や公平な人事評価制度の運用を通じて企業への帰属意識や仕事に対する意欲を高めることが、従業員による漏えい防止に有効と指摘しています。情報へのアクセス権の適切な管理も不可欠とし、人事異動時には情報を利用できる者の範囲を確実に変更するよう促しています。本文以外に各種契約書等の参考事例や問い合わせ窓口などもまとめてあります。経済産業省の発表資料はこちら↓

<http://www.meti.go.jp/press/2015/02/20160208003/20160208003.html>

○ 労働基準監督官の増員拡大／厚生労働省

厚生労働省は平成 28 年度、労働基準監督官を増員します。増員数は、例年のほぼ 2 倍程度の 22 人を予定、全国の監督官数は 3,241 人となる見込みです。

昨年 11 月の過重労働解消キャンペーンによる監督署調査では対象事業場 5,031 のうち 3,178 事業場

(73.9%) で労働基準法違反があり、そのうち 2,311 事業場 (45.9%) で違法な時間外労働が行われていた、また 2,977 事業場 (52.9%) で長時間労働者に対する医師による面接指導等が未実施—そのうち 1,772 事業場に時間外労働を月 80 時間以内に削減するよう指導した、と発表されました。監督官を増員し、働き過ぎ防止や過労死防止対策を重点的に対処していくと思われます。

◆ 助成金研究室

○ 三年以内既卒者等採用定着奨励金【新設】

既卒者や中退者が応募可能な新卒求人の申込みや募集を新たに行い、採用後一定期間定着させた際に支給される助成金が新設されました。これまで既卒者等の募集を行っていなかった事業主に積極的に既卒者を採用してもらうことが目的です。

<支給対象者>

学校等を卒業または中退し、通常の労働者として同一の事業主に 12 か月以上雇用されたことがない者
<支給額> (中小企業) 単位:円

対象者	1 人目			2 人目		
	1 年	2 年	3 年	1 年	2 年	3 年
既卒者等	50 万	10 万	10 万	15 万	10 万	10 万
高校中退	60 万	10 万	10 万	25 万	10 万	10 万

※若者雇用促進法に基づく認定企業の場合は、1 年目に 10 万円が加算されます。

平成 31 年 3 月 31 日までに募集等を行い、平成 31 年 4 月 30 日までに雇い入れた事業主が対象です。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000112026.html>

36 協定の更新の準備はできていますか？

4 月を起算日とする場合は、今月中に届出を行いましょ。

採用から退職まで 人事・労務のコンサルタント
鈴木労務コンサルタント事務所
特定社会保険労務士 鈴木 恵子
〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-13-5 鈴木ビル 3F
TEL:03-5919-1230 FAX:03-5935-7220
E-Mail: info@suzuki-consultant.com
URL: http://suzuki-consultant.com/